

【コラム②】 研究倫理・配慮事項に関する Q & A

Q. 事例研究等を進めるにあたって、対象者の事例提示の同意や肖像権の利用について確認を取る必要がありますか？

A. あります。ただし、目隠し等が必要かは、本人の同意書を交わすことが重要です。TV局等のマスコミで用いるものを援用した同意書を活用するとよいでしょう [資料1]。

Q. 事例研究等を進めるにあたって、「倫理的配慮」の事項を論文内（方法）で提示する必要がありますか？

A. 学会誌により様々な対応があります。厳しく、投稿者等の所属する機関等の「研究倫理委員会」へ申請し、承認された研究のみしか投稿論文が受理されないところもあります。

実践研究論文でも徐々に「研究倫理委員会」へ申請し、承認された論文が投稿されるようになりつつあります。例えば、コーチング学研究（※）に投稿された原仲ほか（2015）の本文中には「本研究の調査は、筆者所属大学院の研究倫理委員会に研究計画書（研究目的・手続き・分析方法及び、依頼書・同意書並びに資料や個人情報の取り扱いに関する事項を含む）を審査申請し、厳正な審査手続きを終え、倫理委員会並びに所属長による審査を得た上で実施された。」と付して、実践研究が進められています。

一方で、執筆者の所属する機関等で「研究倫理委員会」などが無い場合や個人で活動している場合もあるかと思えます。そのような場合は、以下のような「倫理的な配慮」を行って研究を実施する（した）ことが分かるようにすることが期待されます。

① “事前に” 事例を実施することが分かっている場合

「事例対象には、あらかじめ取組（トレーニング、実験等）の内容や方法、肖像権等の取り扱いを十分に説明し、書面にて提示した。また、本人の意志により、どの段階においても取組への協力を拒否する権利を有すること等伝えて、同意を得た。取組（トレーニング、実験等）の実施にあたっては、十分な準備運動を行い、安全面に配慮して行った。[なお、本研究は、●大学研究倫理委員会の承認（課題番号：●）を得て行った] は、申請・承認された場合の表記である。」

② “事後的に” 事例を提示する場合

「事例対象には、事例提示の内容や肖像権等の取り扱いを十分に説明するとともに、本人の意志により、どの段階においても取組への協力を拒否する権利を有すること等伝え、書面にて事例提示の同意を得た。[なお、本研究は、●大学研究倫理委員会の承認（課題番号：●）を得て行った]」（[] は、申請・承認された場合の表記である。）

※原仲 碧ほか「育成年代サッカーコーチ（元Jリーガー）のコーチング実践知に関するライフヒストリー研究」、コーチング学研究, 28 (2) : 163-173.

肖像権使用同意書（案）

作成日 年 月 日

私は貴者(●●)に対し、貴者が私の肖像等を_____年__月__日に撮影した動画及び画像について、下記の定める使用範囲において無償にて使用することに同意します。

また、同意書に記載した内容について偽りが無いことを保証します。

〒

■ 住所：

■ 氏名（署名）： _____

【使用範囲等】

1. 本動画及び本画像を使用した貴者または貴者が指名した者の作品が、授業・講演・研究における資料（Web・ジャーナルを含む）で使用されることを許可いたします。また、媒体へ使用されなかった場合でも、意義申し立てを行いません。
2. 本動画及び本画像の選択、光学的創作、変形等に対して意義申し立てを行いません。
3. 本動画及び本画像の使用地域を制限しません。
4. 本動画及び本画像の使用期間を制限しません。
5. 本動画及び本画像のデータ、それを出力した印刷物等の提供を求めません。また、本動画及び本画像を使用した貴者または貴者が指名した者の作品、作品の見本の提供を求めません。

〒〇-〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
〇〇大学 〇〇学部
●●(氏名)